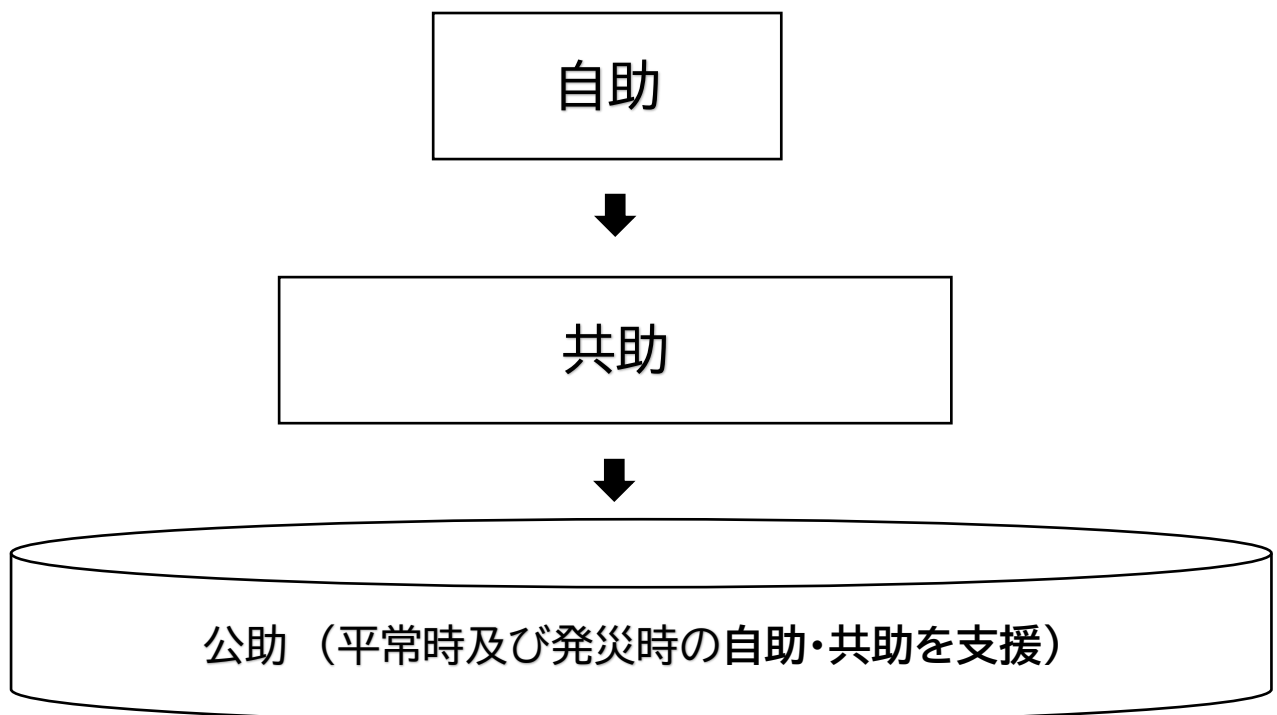


第1章 基本的な考え方

1. 目的

本プランは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)及び古賀市地域防災計画に基づき、高齢者、障がい者等の要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な人が円滑かつ迅速に避難できること、また、避難所等への避難を必要とした場合に要支援者を避難支援等関係者が避難所等まで安全かつ迅速に移送できる環境及び避難所等における支援体制を整備することを目的とする。



2. 位置づけ

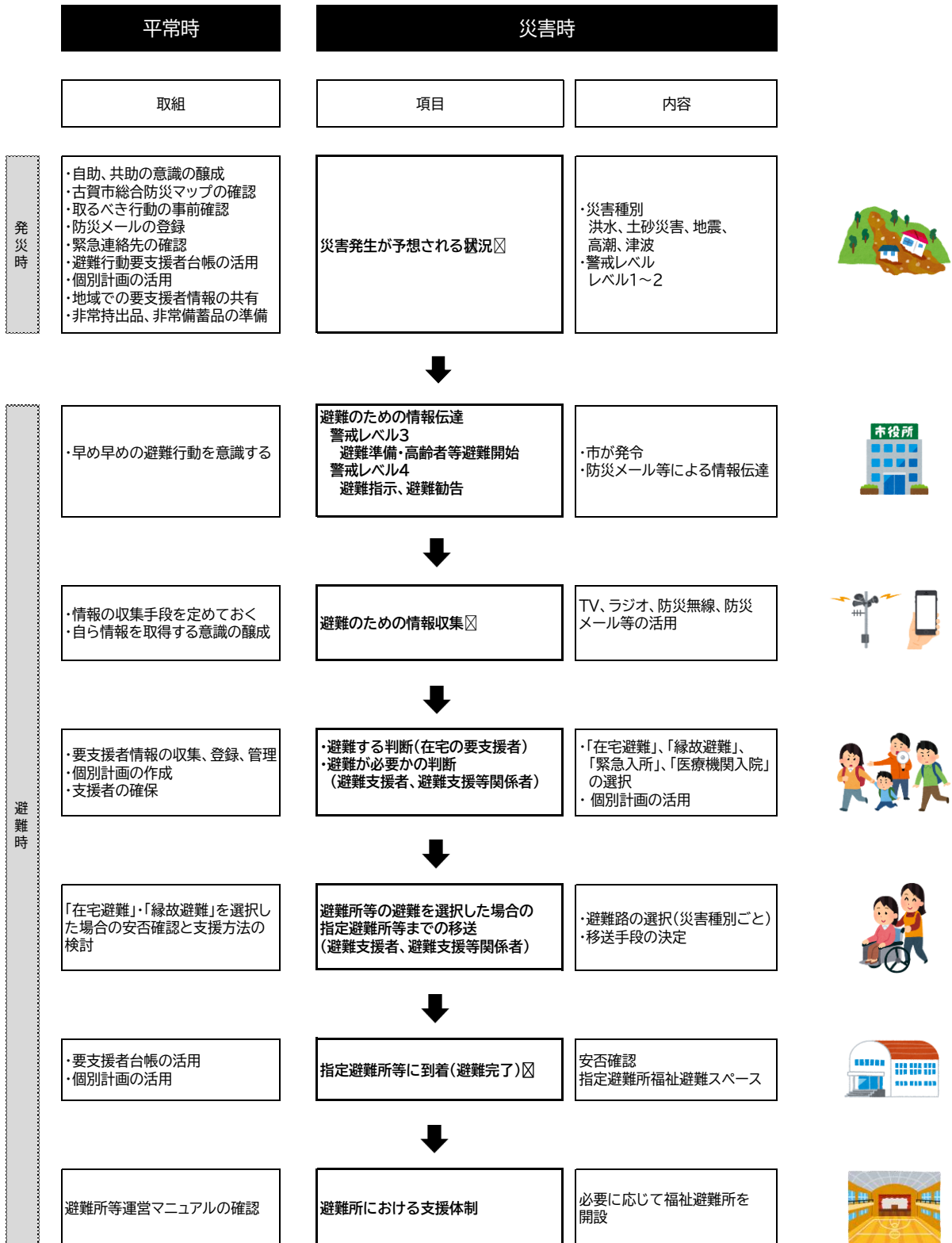
本プランは、古賀市地域防災計画に定めた要配慮者安全確保体制整備計画及び要配慮者支援計画に基づく下位計画であり、要配慮者対策のうち、要支援者の避難支援について必要な事項を定めるものである。

3. 対象とする災害及び地域

本プランは、土砂災害や地震など法第2条1号に定める災害を対象とする。また、対象地域は古賀市全域とする。

4. 対象範囲

本プランは、以下に示すとおり、要支援者の支援に関する平常時からの取り組みから避難所における支援体制までを対象とする。



第2章 要支援者情報の把握・共有

1. 対象となる避難行動要支援者

要配慮者には、社会福祉施設や医療機関等に入所・入院し、支援を受けている人や家族による支援が受けられる人、自力での避難が可能な人など、様々な状況下にいる人が含まれる。そのため、本プランにおける避難支援の対象は、在宅の人で緊急性が高く、支援がなければ避難できない、かつ、家族等による必要な支援が受けられない人とする。

2. 要支援者情報の収集と情報共有

古賀市個人情報の保護に関する条例(平成14年古賀市条例第23号)(以下「条例」という。)第7条第3項第2号に基づき、市の関係課で保有する名簿の作成に必要な情報を避難行動要支援者担当部署が一元的に収集する。なお、災害発生時に、要支援者の安否確認や避難誘導、避難所等での生活支援を的確に行うためには、要支援者情報の把握及び避難支援等関係者との情報共有が重要である。そのため、平常時から要支援者の居住地や生活状況等を把握するとともに、情報の共有を図り、災害時にこれらの情報を迅速に活用できるようにしておくことが重要である。

3. 避難行動要支援者名簿の作成

市は、要支援者の避難支援等を円滑に実施するため、法第49条の10第1項により避難行動要支援者名簿を作成する。(様式第1号) 避難行動要支援者名簿の対象は、次の①～⑦に掲げるいずれかに該当する者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する在宅の人とする。

①介護保険法における要介護3～5と認定された人

②身体障がい者

・視覚障がい1、2級の人 ・肢体不自由1、2、3級の人

・聴覚音声障がい2級の人 ・内部障がい1、2級の人

③知的障がい者

療育手帳 A、B の人

④精神障がい者

精神障害者保健福祉手帳1級の人

⑤70歳以上のひとり暮らしの人で、自力避難が困難で名簿登録を希望する人

⑥75歳以上の高齢者のみ世帯の人で、自力避難が困難で名簿登録を希望する人

⑦その他、災害時において支援が必要と認められる人

※ 上記①～⑥のうち、施設入所者や長期入院している人等については、当該施設等の対応とし、避難行動要支援者名簿に登録しない。また、家族と同居し支援が受けられる人も登録しない。ただし、災害時の避難に不安のある場合は⑦に該当することとし名簿への登録の対象者とする。

(1)避難行動要支援者名簿に記載する事項(様式第1号)

避難行動要支援者名簿に記載する情報は次のとおりとする。

- ア 氏名
- イ 年齢
- ウ 性別
- エ 住所
- オ 電話番号
- カ 対象区分
- キ 避難支援者
- ク その他避難支援等の実施に関し必要と認める事項

(2)避難行動要支援者名簿の登録(変更)、廃止

⑤～⑦の手上げ方式により、避難行動要支援者名簿への登録(変更)を希望する人は、「古賀市避難行動要支援者名簿登録(変更)申請書」(様式第2号)を市へ提出する。

また、名簿の登録を廃止しようとする時は、速やかに「古賀市避難行動要支援者名簿登録廃止届出書」(様式第3号)を提出する。

(3)避難行動要支援者名簿の管理

作成した避難行動要支援者名簿の原本は市が保管する。この名簿は条例第8条第1項に基づくものであり、要支援者の避難支援の目的にのみ利用する。

(4)避難行動要支援者名簿の更新

要支援者の状況は常に変化することが想定されることから、市は要支援者の状況の把握に努め、毎年避難行動要支援者名簿の更新を行う。

4. 避難行動要支援者リストの作成

避難行動要支援者リスト(様式第4号)の作成は、①～⑦に掲げるいずれかに該当する人で、平常時から避難支援等関係者に対し情報を提供することについて、あらかじめ本人の同意を必要とする。

そのため、市は、①～④の要件に新たに該当することになった人に対し、避難行動要支援者制度の目的及び平常時からの避難支援等関係者への名簿情報の提供が避難支援につながることを説明し、併せて古賀市避難行動要支援者名簿情報提供同意書(様式第5号)により同意の確認を行う。⑤～⑦の登録を希望する人は、市または避難支援等関係者が「古賀市避難行動要支援者名簿登録(変更)申請書」(様式第2号)を使用し、下記に示す方法により、同意の確認を行う。

要件区分	リストへの登録方法	情報収集元	同意確認方法	使用する様式
①介護保険法における要介護3～5と認定された者	同意方式	介護支援課	郵送	様式第5号
②身体障がい者 ・視覚障がい1、2級の人 ・肢体不自由1、2、3級の人 ・聴覚音声障がい2級の人 ・内部障がい1、2級の人		福祉課 (障がい担当)	窓口での手帳交付時	
③知的障がい者(療育手帳A・B)				
④精神障がい者(精神障害者保健福祉手帳1級)				
⑤70歳以上のひとり暮らしの者で、自力避難が困難で 名簿登録を希望する者	手上げ 方式	民生委員・児童委員	高齢者実態調査に よる訪問	様式第2号
⑥75歳以上の高齢者世帯で、自力避難が困難で名簿 登録を希望する者				
⑦その他、災害時において支援が必要と認められる者		福祉課(要支援者担当)	窓口	

(1)避難行動要支援者リストに記載する事項(様式第4号)

避難行動要支援者リストに記載する情報は次のとおりとする。

- ア 氏名
- イ 年齢
- ウ 性別
- エ 住所
- オ 電話番号
- カ 対象区分
- キ 避難支援者
- ク その他避難支援等の実施に関し必要と認める事項

(2)避難行動要支援者リストの情報共有

要支援者の状況は常に変化することが想定されることから、市は同意を得た要支援者の状況を把握するため、避難行動要支援者リストを避難支援等関係者に提供し、情報を共有する。

(3)避難行動要支援者リストの提供

市は、災害の発生に備えた要支援者の避難支援を目的に、要支援者から同意を得た名簿情報について、情報保護に関する協定を締結した上で、平常時から避難行動要支援者リストとして、以下の①から⑦に掲げる避難支援等関係者に提供する。ただし、法第49条の11第3項の規定により、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合には、同意の有無に関わらず、避難支援等関係者に名簿情報を提供する。なお、本プランにおける避難支援等関係者は以下の通りとする。

- ①自主防災組織
- ②古賀市民生委員・児童委員協議会
- ③社会福祉法人古賀市社会福祉協議会
- ④粕屋北部消防本部
- ⑤古賀市消防団
- ⑥粕屋警察署
- ⑦その他避難支援等の実施に関し必要と認める機関、団体

5. 避難行動要支援者名簿情報の提供と利用に関する情報保護

市は、避難支援等関係者に名簿情報を提供する際は、避難行動要支援者の名簿情報の提供と利用に関する協定書(様式第6号)を締結し、適正な情報の管理を依頼する。

6. 避難行動要支援者リストの更新

要支援者の状況は常に変化することが想定されることから、市は要支援者の状況の把握に努め、毎年、避難行動要支援者リストの更新を行う。

7. 個別計画の策定

(1) 個別計画の作成

個別計画は、要支援者の避難及び避難生活の支援を迅速かつ的確に行うために要支援者一人ひとりの避難支援計画として市が作成する(様式第7号)。

作成にあたっては、要支援者本人(本人の意思表示が困難な場合はその家族)、近隣の住民、避難支援等関係者等直接支援に関係する人が、要支援者本人の意向を尊重し、避難支援者、避難場所、避難方法、情報伝達方法等について話し合い、決定したものとする。また、要支援者の支援の状況に応じた具体的な支援方法について、必要に応じて、保健師又は担当介護支援専門員等の専門的な助言・支援を得ることとする。

(2) 個別計画の対象者

個別計画の対象者は、原則として本プラン第2章4. 避難行動要支援者リストの作成と同様とする。

(3) 個別計画の提供

市は、災害の発生に備えた要支援者の避難支援を目的に、要支援者から同意を得た名簿情報について、情報保護に関する協定書(様式第6号)を締結した上で、平常時から個別計画として、以下の①から⑦に掲げる避難支援等関係者に提供する。なお、本プランにおける避難支援等関係者は以下の通りとする。

- ①自主防災組織
- ②古賀市民生委員・児童委員協議会
- ③社会福祉法人古賀市社会福祉協議会
- ④粕屋北部消防本部
- ⑤古賀市消防団
- ⑥粕屋警察署
- ⑦その他避難支援等の実施に関し必要と認める機関、団体

(4) 個別計画の情報提供及び更新

作成した個別計画は、要支援者を避難支援する計画のため、避難支援等関係者及び市で情報を共有する。また、情報の更新については、市が避難支援等関係者の協力を得て、計画の内容に変更がないか等を把握し、避難支援がなされる計画とする。

第3章 避難支援体制の整備

1 要支援者の役割(自助)

災害時に在宅の自力で避難することが困難で、家族以外に特に支援を必要とする場合は、平常時から隣近所等地域とのつながりを深めておく。また、災害時に必ず避難支援を受けられるものではないことも理解しておく。

【平常時】

- (1) 自助、共助の意識の醸成
- (2) 古賀市総合防災マップの確認
- (3) 命を守るために取るべき行動の確認(家具の安全対策実施等)
- (4) 防災メールへの登録
- (5) 緊急連絡先の確認
- (6) 個別計画の登録申請
- (7) 非常持出品、非常備蓄品の準備(常備薬等)
- (8) 地域で行われる防災訓練等への参加
- (9) 災害情報等をスムーズに得る手段の確認

【災害時】

- (1) 避難のための積極的な情報収集
- (2) 自分の身を守るため、早め早めの避難行動を意識する
- (3) 避難所等への避難が必要と判断した場合は、すみやかに避難する

2 避難支援等関係者及び避難支援者の役割(共助)

平常時から、避難支援等関係者及び避難支援者は、要支援者が避難を必要とした場合にできる限り安全かつ迅速に避難支援が行えるように、要支援者本人とともに話し合い、あらかじめ具体的な支援方法等を決めておく個別計画の作成が重要となる。

発災時には、まず自らの生命や身体の安全の確保を図りつつ、地域での事前の役割分担に基づき、避難行動要支援者リスト及び個別計画を活用して、要支援者の避難支援等や安否確認に活用する。なお、避難支援にあたっては、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが最優先となるため、避難支援が必ずなされることを保証するものではなく、可能な範囲で行うものであり、法的責任や義務を負うものではない。また、避難支援等関係者(公務災害補償等の対象者を除く)が、災害が発生し又は発生の恐れが高まった場合において、支援活動に従事したことにより、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合は、法第 65 条第1項及び第 84 条第1項の規定(市が救助を指示した場合)に基づき、損害補償の対象となる。

【平常時】

- (1) 避難行動要支援者名簿、個別計画の情報共有
- (2) 要支援者情報の収集、登録への啓発、更新情報の把握
- (3) 要支援者の避難時に配慮してほしいことに応じた避難支援者の確保
- (4) 個別計画の作成支援(要支援者を含めた避難方法の検討等)
- (5) 要支援者を含めた避難訓練等の実施
- (6) 社会福祉施設等における避難確保計画の作成

【災害時】

- (1) 要支援者への避難情報(避難勧告等)の伝達への協力
- (2) 避難所等へ避難する場合の避難支援者による移送(個別計画に基づく避難支援)
- (3) 要支援者の安否確認への協力

3 市の役割(公助)

市は、要支援者に関する名簿情報を把握し、避難行動要支援者リスト及び個別計画を作成するとともに、同意を得た名簿情報について平常時からの備えとして、避難支援等関係者に提供する。さらに、自助・共助により避難支援につなげる必要があることから、避難行動要支援者制度の周知と登録、また災害に備える啓発を進めて地域の防災力向上を図る。また、避難所等の開設に備え、避難所等の運営マニュアルを確認しておく。

【平常時】

- (1) 要支援者に関する名簿情報の把握
- (2) 避難行動要支援者名簿及び個別計画の作成
- (3) 避難支援等関係者への避難行動要支援者名簿情報の提供
- (4) 避難行動要支援者制度の周知と登録への啓発
- (5) 要支援者本人、家族、関係者に対する災害時への備えの普及啓発
- (6) 避難所等の運営マニュアルの確認

【災害時】

- (1) 要支援者の安否確認
- (2) 避難所等における要支援者の支援
- (3) 必要に応じた福祉避難所の開設

第4章 情報伝達体制

1 防災情報の周知

市は、平常時から古賀市総合防災マップ、避難行動要支援者名簿及び個別計画を活用し訓練しておくことが、災害時の要支援者の避難支援につながることから、出前講座等により啓発する。また、平常時から避難行動要支援者名簿及び個別計画を活用し、要支援者の状況、避難所の場所、避難経路等を確認しておくことが、有事の際に効果を発揮することを地域で行われる防災訓練等で周知する。

2 情報伝達体制の整備

(1) 要支援者等への情報伝達

要支援者は、避難に関する情報を自ら収集すること、また、その情報に基づき在宅避難や縁故避難、緊急入所、避難所への避難等を適切に判断し、その行動をとることが困難な場合があるため、避難情報等必要な情報を確実に要支援者本人や避難支援者に伝達できる手段を確保することが重要となる。

そのため、市では、災害発生時又は災害が発生するおそれがある場合に、緊急かつ確実に避難情報が伝達されるよう、緊急速報メールや市防災メール、防災行政無線、テレビ・ラジオ等の手段の活用により、避難勧告等の防災情報を提供し、要支援者及び避難支援者の早めの避難行動につながるよう情報の伝達に努める。

(2) 新たな情報伝達手段の検討

市は、要支援者及び避難支援者の安全かつ確実な避難行動を促すことを目的に、多様な情報伝達の手段について検討する。

資料2 第2章修正版

第2章 要支援者情報の把握・共有

1. 要支援者情報の収集と情報共有

災害発生時に、要支援者の安否確認や避難誘導、避難所等での生活支援を的確に行うためには、要支援者情報の把握及び避難支援等関係者との情報共有が重要である。

そのため、平常時から要支援者の居住地や生活状況等を把握するとともに、情報の共有を図り、災害時にこれらの情報を迅速に活用できるようにしておく必要がある。

このことにより、古賀市個人情報の保護に関する条例(平成14年古賀市条例第23号)(以下「条例」という。)第7条第3項第2号に基づき、市の関係課で保有する名簿の作成に必要な情報を避難行動要支援者担当部署が一元的に収集する

2. 避難行動要支援者名簿の作成

市は、要支援者の避難支援等を円滑に実施するため、法第49条の10第1項により避難行動要支援者名簿(様式第1号)を作成する。避難行動要支援者名簿の対象は、次の①～⑦に掲げるいずれかに該当する人のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する在宅の人とする。

①介護保険法における要介護3～5と認定された人

②身体障がい者

・視覚障がい1、2級の人 ・肢体不自由1、2、3級の人

・聴覚音声障がい2級の人 ・内部障がい1、2級の人

③知的障がい者

療育手帳 A、B の人

④精神障がい者

精神障害者保健福祉手帳1級の人

⑤70歳以上のひとり暮らしの人で、自力避難が困難で名簿登録を希望する人

⑥75歳以上の高齢者のみ世帯の人で、自力避難が困難で名簿登録を希望する人

⑦その他、災害時において支援が必要と認められる人

※ 施設入所者や長期入院している人等については、当該施設等の対応とし、避難行動要支援者名簿の登録対象としない。また、家族と同居し支援が受けられる人も登録対象としない。ただし、災害時の避難に不安のある場合は⑦に該当することとし名簿の登録対象とする。

(1)避難行動要支援者名簿に記載する事項

避難行動要支援者名簿に記載する情報は次のとおりとする。

- ア 氏名
- イ 年齢
- ウ 性別
- エ 住所
- オ 電話番号
- カ 対象区分
- キ その他避難支援等の実施に関し必要と認める事項

(2)避難行動要支援者名簿の登録(変更)、廃止

⑤～⑦により、避難行動要支援者名簿への登録(変更)を希望する人は、「古賀市避難行動要支援者名簿登録(変更)申請書」(様式第2号)を市へ提出する。

また、名簿の登録を廃止しようとする時は、速やかに「古賀市避難行動要支援者名簿登録廃止届出書」(様式第3号)を提出する。

(3)避難行動要支援者名簿の管理

作成した避難行動要支援者名簿の原本は市が保管する。この名簿は条例第8条第1項に基づくものであり、要支援者の避難支援の目的にのみ利用する。

(4)避難行動要支援者名簿の更新

要支援者の状況は常に変化することが想定されることから、市は要支援者の状況の把握に努め、毎年避難行動要支援者名簿の更新を行う。

3.意思確認

市は①～④の要件に該当する人に対し、災害発生時に避難支援を希望する人を特定するため、「古賀市避難支援行動要支援者名簿情報提供同意書」(様式第4号)の提出を求めるものとする。

避難行動要支援者名簿作成の情報収集元と同意の確認方法

要件区分	情報収集元	同意確認方法
①介護保険法における要介護3～5と認定された者	介護支援課	郵送
②身体障がい者 ・視覚障がい1、2級の人 ・肢体不自由1、2、3級の人 ・聴覚音声障がい2級の人 ・内部障がい1、2級の人	福祉課 (障がい担当)	窓口での手帳交付時
③知的障がい者(療育手帳A・B)		
④精神障がい者(精神障害者保健福祉手帳1級)		
⑤70歳以上のひとり暮らしの者で、自力避難が困難で 名簿登録を希望する者	本人	高齢者実態調査による訪問
⑥75歳以上の高齢者世帯で、自力避難が困難で名簿 登録を希望する者		
⑦その他、災害時において支援が必要と認められる者		窓口

4. 避難支援関係者等への情報提供について

(1) 避難行動要支援者同意者リストの作成、提供

発災時、速やかに支援関係者の協力が得られるよう、要支援者の情報を共有し、支援体制を整えておくことが重要である。

そのため、市は名簿掲載者のうち、避難支援等に関する希望があり、かつ、個人情報の支援関係者等への提供に関する同意があった人について、「避難行動要支援者同意者リスト」(様式第5号)を作成し、平時から支援関係者等へ提供するものとする。

(2) 避難行動要支援者不同意者等リストの作成、活用

市は、名簿掲載者のうち、個人情報の支援関係者等への提供に関して不同意であった人または意思確認が行えなかった人について、「避難行動要支援者不同意者等リスト」(様式第6号)を作成し、同リスト掲載者に対し、継続的な意思確認を行うよう努める。

また、現に災害が発生、又は災害が発生するおそれがある場合には、法第49条の11第3項の規定により、同意の有無に関わらず、支援関係者等に提供するものとする。

(3) 避難行動要支援者同意者リストの提供先

本プランにおける避難支援等関係者及び情報提供先は以下の通りとする。

- ①自主防災組織
- ②古賀市民生委員・児童委員協議会

- ③社会福祉法人古賀市社会福祉協議会
- ④粕屋北部消防本部
- ⑤古賀市消防団
- ⑥粕屋警察署
- ⑦その他避難支援等の実施に関し必要と認める機関、団体

(4) 避難行動要支援者名簿情報の提供と利用に関する情報保護

市は、避難支援等関係者に名簿情報を提供する際は、避難行動要支援者の名簿情報の提供と利用に関する協定書(様式第7号)を締結し、適正な情報の管理を依頼する。

(5) 避難行動要支援者リストの更新

要支援者の状況は常に変化することが想定されることから、市は要支援者の状況の把握に努め、毎年、避難行動要支援者リストの更新を行う。

5. 個別計画の策定

(1) 個別計画の策定

要支援者の避難及び避難生活の支援を迅速かつ的確に行うために要支援者一人ひとりの避難支援計画として、市は「個別計画【高齢者実態・避難行動要支援者調査】(様式第8号)」を作成する。

策定にあたっては、要支援者本人(本人の意思表示が困難な場合はその家族)、近隣の住民、避難支援等関係者等直接支援に関係する人が、要支援者本人の意向を尊重し、避難支援者、避難場所、避難方法、情報伝達方法等について話し合い、決定するものとする。また、要支援者の支援の状況に応じた具体的な支援方法について、必要に応じて、保健師又は担当介護支援専門員等の専門的な助言・支援を得ることとする。

(2) 対象者

原則として「避難行動要支援者同意者リスト」に掲載された人とする。

(3) 個別計画の提供先

第2章4.(3)と同じ

(4) 個別計画の情報提供及び更新

作成した個別計画は、要支援者を避難支援する計画のため、避難支援等関係者及び市で情報を共有する。また、情報の更新については、市が避難支援等関係者の協力を得て、計画の内容に変更がないか等を把握し、避難支援がなされる計画とする。